

主体的に社会の形成に参画する力を育てる社会科学習

授業研究委員長 関ヶ原町立関ヶ原中学校 古田 伸二

1 はじめに

社会的な見方・考え方を働かせ、課題を追究したり解決したりする活動を通して、広い視野に立ち、グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の形成者に必要な公民としての資質・能力の基礎を次の通り育成することを目指す。

これまで、上記の新学習指導要領の社会科の目標の実現に向けて、各分野の特性を踏まえた「社会的な見方・考え方」を働かせ、社会的事象の理解、考察を図ることや、社会に見られる課題を把握して、その解決に向けて考察、構想（選択・判断）することを大切にして実践してきた。

岐中社では、「事実に関する認識を獲得する授業」を基盤としながら、「価値に関する認識を形成する授業」の理論構築と授業実践を積み重ねてきた。昨年度、新学習指導要領と岐中社の使用している言葉や考え方の照らし合わせを行い、県内の先生方と共通理解を図った。そこで、本年度は、昨年度発行した社会科学研究63号に示した「令和4年度 授業研究委員会 本年度のまとめ」を土台としながら、新学習指導要領とこれまでの中社研の理論の関連性を県内に広め、主体的に社会の形成に参画する力を育てるための適切な実践が広まっていくようにしていきたい。

2 研究内容

研究主題は、引き続き次の通りとする。

主体的に社会の形成に参画する力を育てる社会科学習

なお、主体的に社会の形成に参画する力を次のように定義している。

獲得した**事実に関する認識**に基づき、**価値に関する認識**を形成していくことを通して、公共的な事柄に自ら取り組もうとする資質や能力

主体的に社会に参画する力を育成するためには、社会に対する理解があり、その上で構想（選択・判断）ができなければならない、捉えている。社会に対する理解を「事実に関する認識」、よりよい判断をすることを「価値に関する認識」ととらえ、次のように定義している（ については、これまでの実践例を参考にした定義であるが、公民的分野にのみ実践できる可能性がある）。

事実に関する認識

知識や概念と、それらを活用してとらえた社会的事象の意味や意義、事象間の関連の考察

価値に関する認識

事実に関する認識や、相互の理解を踏まえ、合理的な意思決定をした価値判断の内容（個人内での意思決定）

事実に関する認識を踏まえ、折り合いを付けながら合意形成した価値判断の内容（集団での合意形成）

これらを身に付けさせるために、それぞれに応じた問題解決的な学習を設定する。

以上を踏まえ、研究主題を具現するための仮説は次の通りである。

中学校3年間の社会科学習において、三分野の特質や接続を踏まえ、「事実に関する認識」を獲得する学習と「価値に関する認識」を形成する学習を意図的・計画的に実践すれば、主体的に社会の形成に参画する力を育てることができる。

そして、昨年度までに取り組んだ研究内容を踏まえ、次の点について、研究を進めていきたい。

○社会の形成に参画する力を育てるための指導内容の明確化

（主として単元指導計画・単位時間の指導計画の作成を通して）

- ①単元構造図を用いた単元指導計画の作成
- ②学習評価や指導援助にかかわる配慮事項の明確化

○社会の形成に参画する力を育てるための指導方法の明確化

(主として授業研究委員会の実践を通して)

- ①事実に関する認識を獲得する授業モデルの定着・発展
- ②価値に関する認識を形成する授業モデルの定着・発展
- ③それぞれの授業モデルにおける認識を深める場の設定

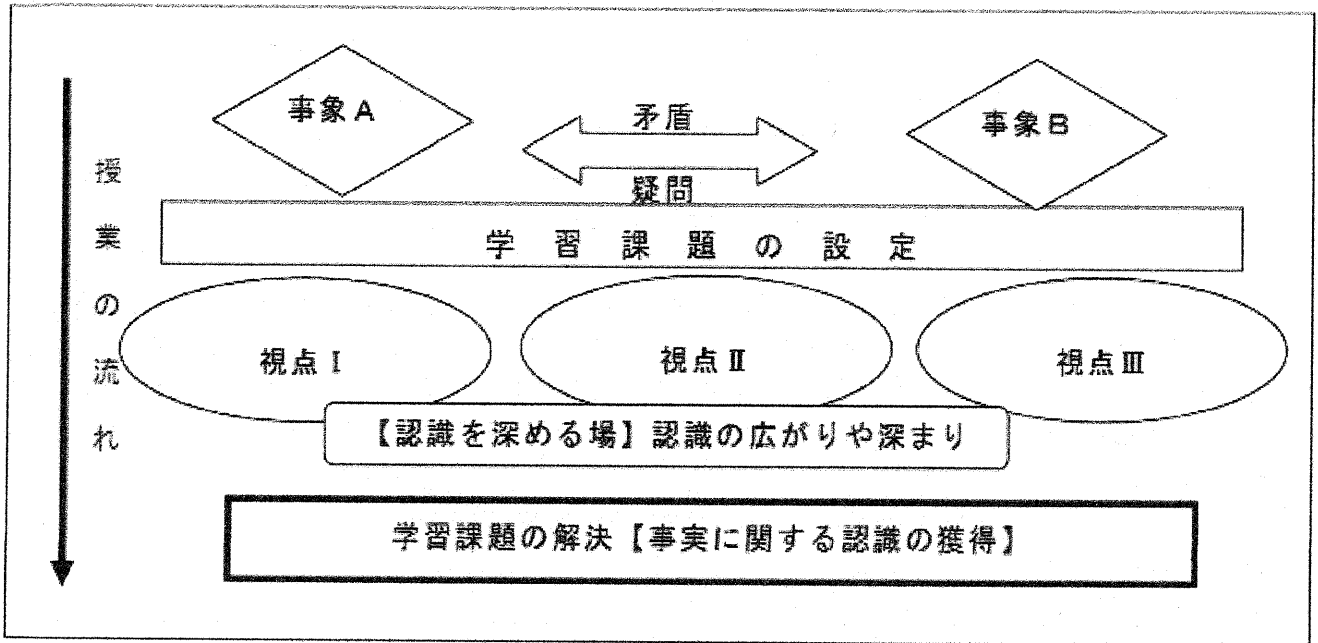
今年度も昨年度に引き続き「社会の形成に参画する力を育てるための指導方法」の①～③に着目して研究を進めることとしたい。まずは、現時点で岐中社が提案する二つの授業モデルと学習指導要領との関連性についてまとめた。

【岐中社が提案する二つの授業モデルと学習指導要領との関連性について】

岐中社が提案する二つの授業モデルと 学習指導要領との関連性 (下線部 学習指導要領 p26 より引用)	
事実に関する認識を獲得する授業 ⇨ <u>社会的事象の意味や意義, 特色や相互の関連を多面的・多角的に考察する授業</u>	価値に関する認識を形成する授業 ⇨ <u>社会に見られる課題の解決に向けて選択・判断する授業</u>
[留意点] ・この授業は、結論は定まったものになる。(事実に関する認識の獲得) ・授業の割合は次のように、想定している。 (地理的分野, 歴史的分野の9割, 公民的分野の7～8割)	[留意点] ・この授業については、結論が未だ定まっていないものになる。(価値に関する認識の形成) ⇨主体者としてかかわる今日的な問題を話し合うことが基本である。 ・事実に関する認識を獲得した上での価値に関する認識の授業である必要がある(単元の終末に設定される場合が多くなると想定される)。 ・授業の割合は次のように、想定している。 (地理的分野, 歴史的分野の1割, 公民的分野の2～3割)
<補足> □各分野における授業の設定とその割合について 平成27年度全国大会に向けた取り組みの中で、当時の指導者より「現行の指導要領において、価値に関する認識を形成する授業は公民的分野で2～3割であり、全体では20分の1程度」という見解が示された。これを受けて、本研究会においても、地理・歴史で1割程度、公民的分野で2～3割程度を目安とすることとして実践に取り組んでいる。確かな事実に関する認識を獲得した上での価値に関する認識の授業でなくてはならない。特に歴史的分野, 地理的分野においては、価値に関する認識をどの場面で扱うべきか、また、公民的分野との系統性も踏まえ新学習指導要領を準拠した教科書等を参考にしながら、実践をしていきたい。 □価値に関する認識を形成する授業⇨社会に見られる課題の解決に向けて選択・判断する授業と考えられる。構想(選択・判断)の記述がある単元は限定されており、上記の割合で適切であると考える。	

次に「事実に関する認識を獲得する授業」と「価値に関する認識を形成する授業」授業モデルの具体を次の(1),(2)に示す。

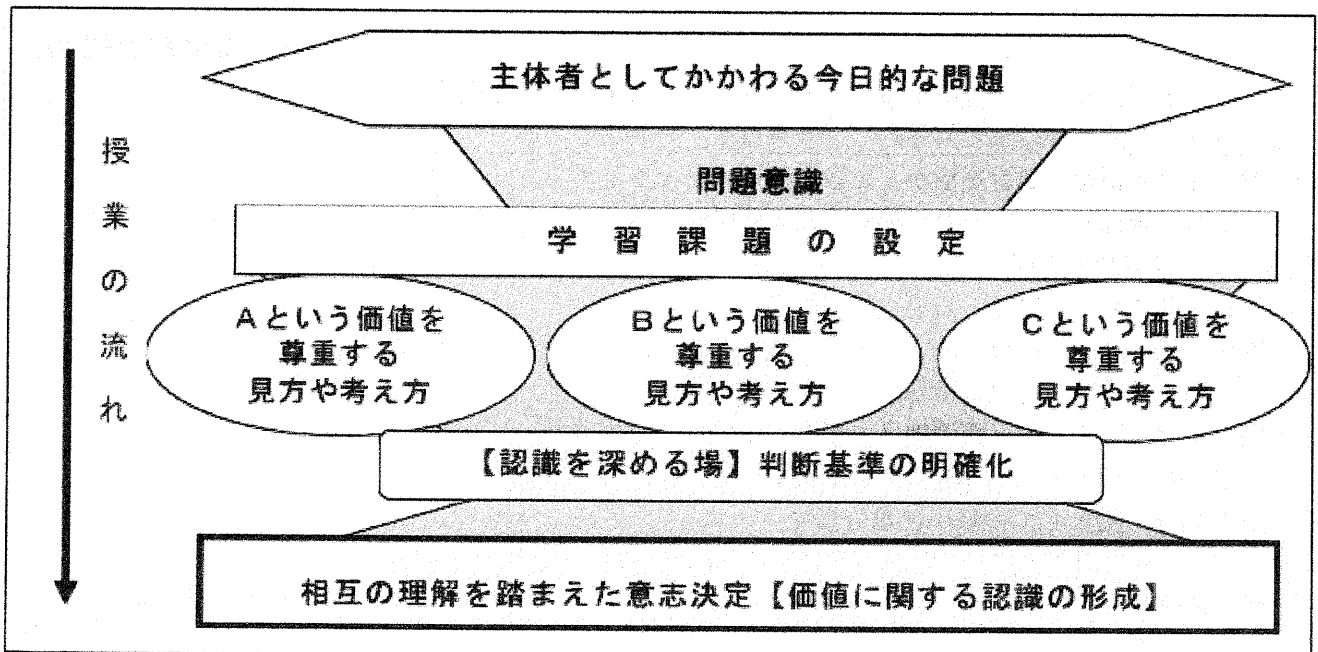
(1) 事実に関する認識を獲得する授業モデル



このモデルで獲得を目指す「事実に関する認識」とは、個別的な知識や概念的な知識などが相当し、結論が定まっているものであると考えている。導入時に、矛盾や疑問が生じる二つの事象AとBを提示し、学習課題を設定する。矛盾や疑問により、生徒は課題追究に必然性をもち、解決のために様々な見方・考え方を働かせて、自らの考えをもつ。その後、意見交流を行うことや教師が生徒の考えを整理していくことで、他の生徒の考えとの共通点や相違点を明確にする（段階Ⅰ）。

さらに、もう一度、それまでの追究によって生まれた疑問や矛盾を教師が問いかけたり、生徒から引き出したりする。そうすることで、新たな視点から自らの認識を整理したり、さらに追究を続けたりすることを促し、認識が広がったり深まったりするようにしていく（段階Ⅱ）。

(2) 価値に関する認識を形成する授業モデル



この授業モデルは、特に公民的分野におけるものである。このモデルは、生徒が主体者としてかかわる今日的な社会問題を取り上げ、学習課題を設定する。生徒は、自らの問題としてとらえ、課題解決のために資料から自らの考えをつくる。その後、意見交流を行うことや教師が生徒の考えを整理することで、生徒は自分の考えの背景にある価値を明確にしていく（段階Ⅰ）。

その後、相互の共通点や相違点、判断基準を明確にしながらい意見交流を進め、相互の理解を踏まえた上で、**合意的な意思決定**をするよう教師が働きかける（段階Ⅱ）。

ただし、あくまでも確かな「**事実に関する認識**」があった上ではじめてこの授業モデルの意味があるということに留意する必要がある。ただ単に判断を迫る授業を仕組めば、価値に関する認識を形成することができるというわけでない（※判断基準の明確化までをねらいとする授業もあると想定している）。

地理的分野・歴史的分野では、このモデルを応用した「**事実に関する認識を獲得する授業**」が実践の提案、公民的分野では、このモデルに留まらない実践の提案ができるようにしていきたい。以前、取り入れていた「**留保条件**」は、公民的分野では有効な手立てであると考え、モデル図には含めていないが、公民的分野の実践には取り入れていくことも念頭に入れたい（詳細は、公民的分野専門委員長の提案 参照）。

二つの授業モデルを示したが、これらに共通している場面がある。それは「**認識を深める場**」である。授業前段〈段階Ⅰ〉で獲得したり、形成したりした認識を広げたり、深めたりするために授業の後段〈段階Ⅱ〉で行う活動の場のことである。この場で、他の生徒との共通点や相違点を踏まえ、既習事項へ立ち戻ったり、他の生徒の考えを尊重したりして、自らの認識を広げたり深めたりしていく。

(3) 本年度の研究の方向

今年度の授業研究委員会の方向は以下の4点である。

1 新学習指導要領と中社研の理論の関連性を普及し、理論と実践をつなぐ

○地理的分野、歴史的分野の重点

- ・事実に関する認識を獲得する授業モデルの定着
- ・事実に関する認識を獲得する授業と価値に関する認識を形成する授業の接続を意図した授業の提案
- ・認識を深める場の手立ての在り方の検討（**深めの問い**、**深めの資料+α**）

○公民的分野の重点

- ・価値に関する認識を形成する授業モデルの定着・発展
- ・価値に関する認識を形成する授業モデルの普及
- ・認識を深める場の手立ての在り方の検討（**留保条件などの手立てを考えていくことも効果的**）

2 年間指導計画の修正や「岐阜県版」資料集等の改訂作成

○年間指導計画の修正

- ・昨年度末の配布した年間指導計画の3分野において、教科書を活用して、「**事実に関する認識を獲得する授業**」と「**価値に関する認識を形成する授業モデル**」を整理・修正、**具体的実践の実施**

○資料集改訂委員会による具体的な「岐阜県版」資料集等の改訂作業

- ・新学習指導要領の趣旨を活かした各分野のコンセプトの**整理・検討**
- ・岐中社の研究内容に即した具体的な改訂作業

3 令和5年度（今年度）西濃地区大会に向けての活動（3/3）

○西濃地区における運営・研究実践支援

- ・運営組織については調整済
- ・市・郡・町での指導案の**検討**、**事前授業による分析・検討**（内容面、方法面）
- ・県の研究理論を実践（西濃地区で新しく研究理論は出さない）

4 社会科教師としての教員研修を充実させる

○教員研修の場としての岐中社を目指す

- ・教育観、教師観を磨くとともに、社会科教育の在り方を共に考える場
- ・研究機関等との積極的な交流（全中社名古屋大会、大学研究者、社会科系教育学会、小社研）

3 おわりに

岐中社としてもこれまでの歩みを大切にしつつ、社会の変化や教育への要請を踏まえながら、新学習指導要領と理論の照らし合わせや実践を行ってきた。それが、「**事実に関する認識を獲得する授業**」と、「**価値に関する認識を形成する授業**」の定着・発展である。予測が困難な時代の中で、主体的に社会の形成に参加することのできる生徒の育成につながる実践している授業研究を目指していきたい。